

&Conote センシングサービス利用規約

中部電力パワーグリッド株式会社

2024年4月11日

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する、&Conote センシングサービスの利用条件を定めたもので、本サービスを利用される方に適用されるものとします。本規約をご同意の上、本サービスの利用を申込みください。

第1条（用語の定義）

「&Conote センシングサービス」（以下、「本サービス」といいます。）とは、当社が提供する IoT デバイスを用いて、利用者の保有する開閉機器類の状態監視を行うサービスをいいます。

2. 「利用契約」とは、本サービスを利用するために当社と利用者との間で締結された契約をいい、本サービスの申込書、承諾書および本規約で構成されます。
3. 「利用者」とは、本規約に基づき本サービスの利用者としての利用契約がなされた法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）をいいます。
4. 「IoT デバイス」とは、当社が所有し、利用者へ提供されるセンサ、データ集約装置（センサを集約し当社サーバへデータ伝送する装置）、関連機器、これら付属装置等のハードウェアをいいます。

第2条（本サービスの目的）

本サービスは、利用者が所有する開閉機器類の制御盤に IoT デバイスを据付・撤去・移設（以下、「据付等」といいます。）し、IoT デバイスが取得するデータを用いて開閉機器類の診断レポートを作成・報告することで、利用者が開閉機器類の異常兆候を把握することを目的とします。

第3条（本サービスの内容）

本サービスは、次の各号に定める事項をその内容とします。

- (1) IoT デバイスの提供^{※1}および据付等^{※2※3}
- (2) IoT デバイスが取得する開閉機器類データの当社サーバへの送信および保存
- (3) IoT デバイスの保守管理^{※4}
- (4) 開閉機器類の診断レポートの作成・報告

※1 IoT デバイスを提供（貸与）いたします。

※2 当社もしくは当社が別途指示した工事会社にて、据付等を行うものとします。ただし、IoT デバイスの据付等に必要な費用は利用者の負担となります。また、IoT デバイスの設置場所および電源供給は、利用者が自らの責任と負担において準備（設置場所の利用・立入等に必要な承諾または許認可等を含む）および維持するものとします。

※3 利用者による据付等を希望される場合は別途相談ください。

※4 詳細は別紙2のとおりいたします。

第4条（IoTデバイスの検査）

当社がIoTデバイスの据付等を行った場合は、据付等の完了時に検査を行うものとし、当該検査等の完了をもって検査に合格したものとみなします。なお、前条※3記載のとおり利用者での据付等を希望し利用者みずからが据付等を行う場合には、当社検査員が据付等への立会および、検査補助を実施する（立会および検査補助に要する費用は利用者が負担するものとします。）ため、検査等の完了をもって検査に合格したものとみなします。

第5条（本規約の適用および変更）

本規約は、すべての本サービス利用者およびその申込者に適用されます。本規約に同意しない場合、本サービスの提供を受けることはできません。

2. 当社は、本規約の変更を行う場合、あらかじめ変更の日および内容を本サービスに係るホームページ（以下、「HP」といいます。）に掲示し、または必要に応じて電磁的方法により利用者に個別の通知をします。
変更後の本規約の効力発生日以降に利用者が本サービスを利用した時は、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。
3. 当社が利用者にHPで通知する本サービスの説明、案内、利用上の注意等（以下、「HP通知事項」といいます。）、本規約および利用契約にかかる申込書および承諾書の内容が異なる場合には、①当該申込書および承諾書の内容、②本規約、③HP通知事項の順で優先されるものとします。

第6条（利用申込）

本サービスの利用を希望する者は、あらかじめ次の各号に定める事項について、当社との間で確認および必要な調整等を行うものとします。

- (1) 本サービスの利用開始希望日
- (2) IoTデバイスの設置場所および電源確保
- (3) IoTデバイスの設置に必要な第三者および関係官庁の承諾または許認可の取得等
- (4) その他本サービスの提供または利用にあたり必要な事項
2. 本サービスの利用を希望する者は、前項による調整等の結果に基づき、当社所定の利用申込書を当社に提出することにより利用契約の締結を申し込むものとします。なお、当社は、利用者が次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本サービスの利用を希望する者との利用契約の締結を拒否することがあります。
 - (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 過去に本サービスの利用を取り消された者である場合
 - (3) 利用申込書の記載内容に虚偽記載、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (4) 本サービスの提供が困難であると当社が判断する場合
 - (5) 前各号のほか、申込者との間で利用契約を締結することが不適切または事業運営上のリスクであると当社が判断する場合

第7条（利用契約の成立）

利用契約は、当社が、前条第2項の利用申込書を確認し、当社が当社指定の方法により、これを承諾したとき成立するものとします。

2. 利用契約の成立をもって、利用者が申込時に希望した本サービスの利用開始希望

日を、サービス利用開始日として扱うものとします。ただし、サービスの利用開始日について当社と利用者との間で別途合意した場合にはこの限りではありません。

第 8 条（利用契約の有効期間）

利用者は、利用契約の有効期間中、本規約および当社の定める方法に従い、本サービスを利用できるものとします。

2. 利用契約の有効期間は、次の各号によるものとします。

(1) 利用契約の有効期間とは、本サービスの利用に係る最低契約期間であり、その期間は原則 72 カ月とします。

(2) 本サービスの利用開始日は、利用契約に定める本サービスの利用開始日とし、当該日が属する月の月末までを有効期間の 1 カ月目とします。

(3) 利用契約の有効期間満了の前月末までに当社指定の方法に従い利用者から解約、または契約条件変更の申し出がない場合、利用契約は、同一の条件のもとに自動的に更新されるものとし、以降同様とします。

(4) 利用契約の有効期間中に利用契約を解約する場合、利用者は、解約月の翌月から有効期間が経過する月までの月額費用（総額）に相当する額を違約金として、解約月の翌月末日までに当社に支払います。

(5) 前項は、第 3 号の定めに従い利用契約が更新された後の解約となる場合および、解約事由が不可抗力または当社の責（故意・過失）に帰すべき事由による場合には、適用しません。

第 9 条（料金および支払い方法）

一時金（工事費）および月額サービス利用料（以下、「利用料金等」といいます。）は、別紙 1 によるものとします。ただし個別の事由により当社がこれによることができないと判断する場合は、当社と利用者間で別に合意する料金によるものとします。

2. 当社は、利用料金等を、暦日に従って月単位（1 日から月末単位）で本サービスを利用した月の翌月の 5 営業日までに利用者に請求するものとします。一時金は初回の月額サービス利用料に加算して請求するものとします。また、前条第 2 項に定める違約金の請求は、解約する日の属する月の利用料金等と合算して利用者に請求するものとします。なお、当社は、有効期間中の解約、第 16 条第 2 項に基づく利用資格の喪失、その他理由のいかんを問わず、一旦支払われた利用料金等の返金には応じません。

3. 利用者は、利用料金等および前条第 2 項に定める違約金を、当社の請求の日が属する月の月末までに、当社が指定する金融機関口座へ振り込む方法により支払うものとします。なお、金融機関への口座振込手数料は、利用者が負担するものとします。

4. 利用者が利用料金等を支払期日までに支払わない場合、当社は、利用者への催告なく利用契約を解約することができるものとします。

5. 利用者は、利用料金等（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあっ

た場合は、この限りではありません。

第 10 条（データ・報告書の帰属・管理）

当社が本サービスを通じて取得するデータならびに報告する診断レポートの知的財産権は当社に帰属するものとします。ただし、利用者または利用者との契約により診断レポートを使用する権利を取得した者は、診断レポートを、利用者開閉機器類の保守に関する業務に限って利用することができるものとします。

2. 当社は、利用者に対し、診断レポートについて、前項ただし書に基づく利用許諾をするために、必要な知的財産権その他の権限および権利を有することを表明し、かつ保証するものとします。
3. 当社は、利用者の事前の同意を得ずに、取得データならびに報告する診断レポートを第三者に提供しないものとします。ただし、次の各号に定める場合には、当社は、利用者の事前の同意を得ずに、取得データならびに報告する診断レポートを第三者に提供することができるものとします。
 - (1) 匿名化されたデータであって本サービスの品質向上を図る目的の場合
（機器仕様／取得波形データ等）
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき
 - (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (6) 当社が本サービスを運営するために必要な範囲内においてデータの取り扱いの全部または一部を委託する場合
 - (7) 合併その他の事由による事業の承継に伴って取得データならびに報告する診断レポートが提供される場合
4. 利用者は、取得データならびに報告する診断レポートの取扱いについて、次の各号に同意するものとします。
 - (1) 当社は、理由のいかんを問わず、取得データならびに報告する診断レポートの滅失、毀損、消失、漏えい等について、責任を負わないものとします。
 - (2) 利用者は、①本サービスが開閉機器類の動作電流など機密性の低いデータを取扱うことを前提に開発されたものであること、および②本サービスが本質的に情報の喪失、改変、破壊の危険等が内在するインターネットを介したサービスであることを理解したうえで、取得データならびに報告する診断レポートには滅失、毀損、消失、漏えい等のリスクがあることを前提に利用するものとします。
 - (3) 当社は、本サービスのために利用しているサーバ設備や外部のクラウドサービスの故障または停止等の設備保全、および本サービス維持運営等のため、取得データならびに報告する診断レポートを一時的にバックアップする場合があります。ただし、当社は取得データならびに報告する診断レポートのバックアップの滅失、毀損、消失、漏えい等につき、利用者に対して何ら責任を負わないものとし、かつかかるバックアップにつき完全性、正確性を含め

て何ら保証しません。

第 11 条（セキュリティ）

利用者は、①本サービスが開閉機器動作電流など機密性の低いデータを取扱うことを前提に開発されたものであり特に高度なセキュリティを有しているわけではないこと、②本サービスが本質的に情報の喪失、改変、破壊の危険等が内在するインターネットを介したサービスであること、および③本サービス上で提供される各機能に、既知および未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。

第 12 条（外部委託）

当社は、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を、第三者に委託することがあります。

2. 前項の場合、当社は、当該委託先を適切に管理するとともに、委託業務について、本規約の規定と同等の義務を負わせるものとします。なお、当該委託先が利用者に損害を生じさせた場合、当該委託先の行為は当社の行為とみなし、当社はその責任を負うものとします。

第 13 条（IoT デバイスの保守管理）

当社は、当社の責任の下、IoT デバイスの保守管理を行うものとし、その内容は、別紙 2 に記載のとおりとします。保守管理には、現場を訪問してのオンサイト保守およびハードウェアの故障または滅失（以下、「故障等」といいます。）への対応も含まれます。

2. 有効期間中における IoT デバイスの故障等については、当社は次のとおり対応します。
 - 当社は、IoT デバイスの故障等の状況に応じて、IoT デバイスの修理または撤去ならびに据付（以下、「代替品交換」といいます。）を当社もしくは当社が別途指定した工事会社にて実施するものとし、当該交換に関わる場所および供給電源は、利用者が自らの責任と負担において準備（場所の利用・立入等に必要承諾または許認可等を含みます。）するものとします。
 - 代替品交換にかかる費用は、当社が負担するものとします。ただし、利用者の責（故意・過失）に帰すべき事由による場合には、利用者は、代替品交換にかかる費用をすべて負担するものとします。
 - 上記の定めに関わらず、利用者での代替品交換を希望される場合は、別途相談ください。

第 14 条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり、自己、または第三者を介して、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社もしくは他の利用者、その他の第三者の財産権、知的財産権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害、または侵害する恐れのある行為
- (2) 第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する内容のデータを当社サーバに送信する行為

- (3) 法令または当社もしくは利用者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (4) 暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者に協力または関与等する行為
- (5) コンピューターウイルスその他の有害なコンピュータープログラムを含む情報を IoT デバイスならびに当社サーバに送信する行為
- (6) 当社もしくは本サービスの信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- (7) 本サービスに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (8) IoT デバイスを破壊・改造等をする行為
- (9) 本サービスで利用する SIM カードを本サービス以外の用途で利用する行為
- (10) 本サービスの全部または一部を商業目的で、使用方法を問わず利用する行為（それらの準備を目的とした行為も含みます。）
- (11) 当社または第三者になりすます行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (12) 当社サーバ等のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
- (13) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (14) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可等の取得手続きが義務付けられている場合に、当該手続きをしない等当該法令に違反する行為
- (15) 前各号の行為を直接または間接に惹起しまたは容易にする行為
- (16) その他、法令（行政の定めるガイドライン等を含みます。）および利用契約に違反する行為ならびに当社が本サービスの利用者として不適切と判断する行為

第 15 条（本サービスの停止等）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者事前に通知することなく、本サービスの提供の全部または一部を停止または中断することができるものとします。

- (1) 本サービスに係るコンピューターシステム、通信回線、その他の設備の点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合
 - (2) コンピューターシステム、通信回線等が事故等により停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - (4) 外部が提供する通信サービス・クラウドサービスにつき、何らかのトラブル、当該サービスの提供の停止または中断、仕様変更等が生じた場合
 - (5) その他、当社が本サービスの提供を停止または中断する必要があると判断した場合
2. 当社は、当社の都合により、利用者に対して 1 カ月前までに通知することにより、利用契約を解約し、本サービスの提供を終了することができるものとします。
3. 当社は、前 2 項に基づき当社が行った措置によって利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 16 条（解約等）

利用者は、有効期間中であっても、当社所定の方法により利用契約を解約することができるものとします。ただし、利用契約を締結した後、利用契約に定める本サービスの利用開始日までに、利用者の都合により利用契約を解約する場合、利用者は、機器代その他当社に発生する実費相当額を支払っていただきます。

2. 当社は、利用者に利用契約に反する行為があった場合、または当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合、当該利用者との利用契約を解約することができるものとします。
3. 前二項による解約の時点において未払いの利用料金等がある場合、利用者は、その支払期日または支払期限日等にかかわらず、ただちにその全額を当社に支払うものとします。

第 17 条（当社による移設または撤去）

当社は、次の各号に定める場合には、利用者と協議のうえ、IoT デバイスを移設または撤去することができるものとします。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときには、当該協議を行うことなく移設または撤去をすることができるものとし、移設または撤去後に利用者にその旨を通知します。

(1) 当社所有の建築物や工作物等の移設、建替、変更等に伴い、IoT デバイスの移設または撤去が必要となる場合

(2) その他、当社が IoT デバイスの移設または撤去を必要と判断する場合

2. 前項による、IoT デバイスの移設または撤去費用は、当社が負担するものとします。
3. 第 1 項により IoT デバイスを撤去するときには、当該撤去時をもって利用契約は解約されるものとします。

第 18 条（保証の否認および免責）

当社が本サービスにおいて提供する事項（診断レポート含む）は技術アドバイスであって、いかなる結果をも確定的に保証するものではありません。利用者は、結果を保証するものではないことを承知の上、利用者自身の自己責任において本サービスを利用するものとし、本サービスの利用、または利用者に提供された事項（診断レポート含む）に基づき、なされた一切の行為およびその結果について、その責任を負うものとします。

2. 利用者は、当社が本サービスを常時提供するものではないこと、および、IoT デバイスその他の本サービスの利用に供する装置等の瑕疵、障害、動作不良または不具合その他の事由により、本サービスを提供できない場合があることを認識し、了承するものとします。また、当社は、本サービスを提供できなかったことにより利用者に損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者は、本サービスを利用することが、利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、利用者による本サービスの利用が、利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
4. 本サービスに関連して利用者与其他の利用者、その他第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、利用者の責任において処理および解決するもの

とし、当社はかかる事項について一切責任を負わないものとします。

第 19 条（損害賠償）

当社は、第 18 条により免責される事由以外の当社の責（故意・過失）に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は、利用者が被った直接かつ通常の損害に限り（逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含みません。）損害の事由が生じた時点から遡って過去 1 カ月間の期間に利用者から現実に受領した本サービスにおける月額サービス利用料の総額を上限として利用者の損害を賠償するものとします。

第 20 条（利用者の賠償等の責任）

利用者は、利用契約に違反することにより、または本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければならないものとします。

2. 利用者が、本サービスの利用に関連してほかの利用者、その他の第三者からクレームを受けまたはそれらの者との間で紛争が生じた場合には、ただちにその内容を当社に通知するとともに、利用者の費用と責任において当該クレームまたは紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過および結果を当社に報告するものとします。
3. 利用者による本サービスの利用に関連して、当社が、他の利用者、その他の第三者からの権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合において、当該第三者に対し何らかの金銭を支払ったときは、利用者は当該請求に基づき当社が支払いを余儀なくされた金額を賠償しなければならないものとします。

第 21 条（個人情報）

当社は、法令および当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、利用者の個人情報（以下、「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。

2. 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を次の各号に定める利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
 - (1) 本サービスの提供にかかる業務を行うこと（業務上必要な連絡、通知等を利用者に対して行うことを含みます。）
 - (2) 本サービスの維持向上を図るため、アンケート調査およびその分析を行うこと
 - (3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービスまたは当社の新規サービス紹介情報等を含みます。）を、電子メール等により送付すること
 - (4) その他利用者から得た同意の範囲内で利用すること
3. 当社は、利用者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

第 22 条（託送供給等業務上知り得た情報）

当社は、本サービスの提供にあたり、託送供給等業務上知り得た情報の利用・提供はしません。

第 23 条（譲渡禁止等）

利用者は、利用契約に生じる権利または義務を第三者に譲渡または承継させ、または担保に供することはできないものとします。

第 24 条（分離可能性）

本規約の規定の一部が法令または裁判所により違法、無効または不能とされた場合においても、本規約のその他の規定は有効に存続するものとします。

第 25 条（協議）

本サービスに関して利用者と当社との間で問題が生じた場合、利用者と当社は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとします。

第 26 条（管轄裁判所）

本規約に起因しまたは関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙 1 本サービスにおける利用料金等

1. 一時金

サービス利用開始時点で、下表の料金が発生するものとします。

種別	料金	備考
工事費	別に算定する金額	IoT デバイスの据付・撤去・移設に係る 人件費・材料費・輸送費および諸経費等を含む

2. 月額サービス利用料

IoT デバイスの据付が完了した日が属する月より、下表の料金が発生するものとします。

(金額は税抜き)

センサ 取付数	1	2	3	4	5	6	7	8
料金	26 千円	29 千円	32 千円	35 千円	37 千円	40 千円	43 千円	45 千円

センサ 取付数	9	10	11	12	13	14	15	16
料金	48 千円	51 千円	54 千円	54 千円	54 千円	55 千円	55 千円	55 千円

センサ 取付数	17	18	19	20	21	22	23	24
料金	71 千円	74 千円	77 千円	79 千円	82 千円	85 千円	87 千円	90 千円

センサ 取付数	25	26	27	28	29	30	31	32
料金	93 千円	96 千円	98 千円	99 千円	99 千円	99 千円	100 千円	100 千円

※センサ取付数が 33 以上となる場合の料金は別途算定します。

別紙 2 IoT デバイスの保守管理

1. 保守管理内容

下表のとおり，IoT デバイスの保守管理を行います。なお，状況によってはオンサイト保守（現地出向による保守業務）も実施いたします。

実施項目	概要
不具合対応	状態監視にて異常発見後，担当技術スタッフが対応いたします。原則，オンサイト保守といたします。
代替品交換	当社が IoT デバイスの故障と判断した場合，原則，当社もしくは当社の別途指定した工事会社にて代替品交換を実施いたします。
問合せ対応	利用者からの本サービスに関する問い合わせ等は，担当技術スタッフにて受け付け，回答いたします。
状態監視	IoT デバイスからのデータ欠落などの状態を常時監視します。ただし，センサ単位の欠落監視はできません。
情報管理	IoT デバイスのバージョン，型式および管理 ID 等の情報を一元管理します。
ファームウェア更新	IoT デバイスのファームウェア更新が必要な場合，遠隔操作にてファームウェア更新作業をします。
ソフトウェア更新	IoT デバイスのソフトウェア更新が必要な場合，遠隔操作にてソフトウェア更新作業をします。

2. サービス時間帯

営業日：月～金曜日，9時～17時

（ただし，祝日，12月29日～1月3日を除く）

附 則

附 則（2024 年 4 月 9 日 エンジニアリングセンター コンサルティング G 2024-0006）
（実施時期）

本規約は、2024 年 4 月 11 日から実施します。